

第5回農林水産省政策評価会議事録

開催日時：平成18年6月29日（木） 午前10時00分～12時00分

開催場所：農林水産省第2特別会議室

出席者：(委員)今村委員(座長)、合瀬委員、工藤委員、立花委員、田中委員、永石委員、
長谷川委員

(当省)政策評価審議官、企画評価課長、総合食料局食料企画課長、消費・安全
局消費安全政策課課長補佐、生産局生産政策室長、経営局経営政策課長、
農村振興局農村政策課長、林野庁企画課長、水産庁企画課長ほか

1．開会

今村座長 それでは、工藤さんもちょうどおいでになりまして、定刻になりましたので、
ただいまから農林水産省政策評価会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、前半は前回、前々回と検討いただきました平成17年度政策の実績評価結果及び
政策手段別評価結果について、その後休憩を挟みまして、後半を農林水産省政策評価結果
の概要について、皆様にご意見をいただきたいと思います。また、最後には時間を設けま
して、農林水産行政一般について、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願
いします。

なお、本日の会議は12時ごろまでを予定しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

2．議事

今村座長 それでは、議事に移ります。

資料は委員の皆様事前に送付されておりますが、まず最初に企画評価課より総括的な
ご説明をいただきたいと思います。

平形調査官、よろしく。

平形調査官 おはようございます。

座って説明させていただきます。

お手元の資料をまずご覧いただきたいんですけども、一番上のところに第5回政策評
価会資料の主な修正事項というのが載っているかと思います。黒のものに上に赤で線を引

いてあったり、あるいは青で線を引いてあったものでございます。この赤字のものは、第3回及び第4回の政策評価会からの変更点になっております。

なお、この青字のものは先週委員の方に事前発送させていただいたところからの変更点となっております。今回、修正点は委員の意見をいただきましてございますので、それを含めて総括的に私の方から説明させていただきたいと思っております。

それから、分厚い資料が2つございます。一番上の方は第5回農林水産省政策評価会議事次第というものが入った大きな冊子でございます。

それから、途中資料2、政策評価の結果のポイント、それから資料3、政策評価の結果の概要というものがございまして、最後にまた厚いものでございますが、参考、その他の政策分野の政策評価結果（案）というものがついております。

それでは、一番上の方の第5回農林水産省政策評価会議事次第というものが入った冊子を見ていただきたいんですが、2枚ほどめくっていただきますと資料1、主要政策分野の政策評価結果というものが出てまいります。この資料1につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

また、1枚めくっていただきますと資料1 - 平成17年度政策分野一覧というものがございます。今回、今年の実績評価、手段別評価につきましては、この分野一覧表などの色のついた実績評価でいきますと7分野、それから政策手段別評価でいきますと8政策手段についてご意見をいただきました。

1枚めくっていただきまして、ページが右下についております。また、右上に資料1 - というものがついております。ここから具体的な政策評価結果書ということなんですが、第2回、第3回に比べて、今回の政策評価書には冒頭に要旨というものがついております。これは裏表になっておりまして、2ページになっておりますが、こういったものでわかりやすく要旨をつけたというところと。それから、後半の方になりますけれども、役所のいろいろ所見の後に評価委員の方の意見というものも付してございます。この要旨と評価委員の意見というものを入れたところが今年度の政策評価から新しく取り入れた部分になっておりますので、そこを中心にもう説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、前回の評価会から修正した点を含めまして、17年度政策についての実績評価、手段別評価を総括的に振り返りたいと思っております。

まず、この食料の安定供給に関しましては、政策分野はここにありますが、食品産業の競争力の強化というものを取り上げております。これにつきましては、加工品という形で

の輸入が増加している中で、輸入食品との競合が激化すると、その中での国内食品産業の競争力を農林水産政策として評価すること、それによって安定供給ですとか、地域経済の活性化、国産農産物の供給先の機能の向上を図るということを目指しまして、目標は2つございます。

1つは、食品製造業者と農業との連携、契約により国産農産物の原料調達を行っている事業者の割合ということにつきましては、ほぼ目標どおりに進展をしてきているということがありますが、ただ中身的に見ると、食品製造業者側からは数量調整が難しいだとか、仕入れ価格が高いというものが依然として指摘されているということ进行分析しております。

それから、次の2ページにいていただきまして、目標の2つ目、食品流通の効率化ということで、いろいろ効率化の捉え方はあるんですが、食品卸売業、小売業の労働生産性の向上というものをここでは指標として取り上げております。これにつきましては、卸売業では労働生産性の向上が見られましたが、小売業、仲卸業では労働生産性の向上が見られなかったという、ちょうど対照的な動きになっております。特に小売業につきましては、大手量販店の店舗の拡大ですとか、営業時間の長時間化、それから従業員数、労働時間が増加傾向にあることが影響しているのではないかとこのように分析をしております。

これらにつきましては、食品製造業者と農業との連携につきましては、食品産業クラスターの形成等を通じた地域食材を生かした高付加価値食品、あるいは新技術の開発、それから生産サイドとの取組の一体化ということを進めていくということ。流通の効率化につきましては、商物分離の直接流通ですとか、コンピューティング技術を活用したそういうモデルの提示等を行っていくということの評価として課題として指摘をしたところでございます。特に小売業、仲卸業に対する施策の効果につきましても、十分に検証を行う必要があるというふうに評価としても考えているところでございます。

13ページをお願いいたします。

ここに学識経験者等の意見というふうに載っておりますが、評価会の委員の方からの意見をここで載せさせていただいております。主には一つ指標として取り上げるもので、事業所の割合でいくよりも生産額、あるいは取扱量といったものを指標として考えられないかという点、また食品産業クラスターについても国産農産物の利用にどう結びついているかと、そういう観点も入れられないかという点、さらに食品産業といっても大手から中小までいろいろあり、もう少し施策としてきめ細かく見ていく必要があるのではないかと

うような指摘をいただきまして、いずれの分野についてもそれを目指すところと指標がそれをはかるものとなっているかという点につきましても、データの有無もありますけれども、18年度施策の目標の設定において検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、43ページから、この分野におきます具体的な手段と申しますか、予算事業といたしまして、物流効率化新技術確立事業というものを取り上げて評価をいたしました。43ページでございますが、この手段につきましては、事業内容としては情報化の面で立ち遅れた作業体系となっている卸売市場の生鮮流通について、電子タグを導入して新しい作業体系にして実証実験を行うと。それによって、市場における物量作業コストを4分の1程度削減する、そういうものを17年度から19年度の事業で行うというものでございます。

これまでの成果といたしまして、17年度では仲卸業者が商品の場所の把握ですとか、出荷検品に要する時間を大幅に削減するという事で、生鮮分野、青果分野では4分の1の削減モデルというものを構築できたということで、まず所期の成果は大体得られたのではないかと考えておりますが、一方で読み取り制度ですとか、電子タグの張り付け位置の再検討など、そういう課題が明らかになりました。

また、49ページにありますけれども、委員の方からも最終的に使えるようにならなければ意味がないということで、モデルが構築できたとしても、市場での普及、活用がなされることが必要なので、評価といたしましては最終年の目標の達成に向け、明らかになった課題の解決などによって、事業の有効性、効率性の一層の改善に努めるべきであるというふうに評価しました。

続きまして、53ページからになりますけれども、消費、安全の関連では、政策分野といたしましては、食の安全及び消費者の信頼の確保という分野を取り上げております。ここにつきましては、目標が5つほどございまして、53ページのところに書いてありますが、目標 から というのが安全性に関する目標、それから目標の というのが消費者の信頼の確保という点での切り口で目標を設定しております。

目標 については、国産農産物を汚染する恐れのある有害要因の摂取を健康に影響のない程度に抑制するという事で、代表的な要因でありますカドミウムについて評価を行った結果、摂取容量の6割ということで目標を達成しているということになりました。

また、 につきましては、家畜伝染病対策についてなんです、今年も高病原性鳥インフルエンザの発生、あるいはコイヘルペスの発生というのは確認されましたけれども、地域的には拡大しなかったということで、まん延防止が図られているということで、目標は

ほぼ達成しているというふうを考えております。

また、 の植物防疫、続きまして の遺伝子組換え農作物のリスク管理につきましても、いろいろ発生する状況にございませんで、目標を達成しているというふうになりました。

それから、 消費者の信頼の確保ということで、ここでは食品の表示の適正化というものを指標として取り上げてみたところ、不適正表示率についてもかなり改善が図られているということで、ますます目標に向かって進んできているのではないかというふうを考えております。

73ページをご覧いただきたいと思います。

73ページのところで、下のところに評価会委員の意見という中で、いろいろ意見をいただいておりますが、特に健康に危害を及ぼす恐れのある要因としまして、カドミウム以外のいろいろな化学物質についても調査を行うべきではないかというご意見を複数いただきまして、それを踏まえまして評価の方といたしましても、その少し上にありますけれども、比較評価課長の所見というところで、カドミウム以外の有害化学物質、例えばかび毒、クロロプロパノールについてもサーベイランスでの蓄積を行った上で、評価を行うように努めるべきであると、そのように評価をさせていただいております。

今度は97ページをご覧いただきたいと思います。

安全、消費者の信頼の確保という分野の中では、具体的には食品の表示、規格の委託費と食品表示の適正化推進事業という具体的な手段を取り上げて分析をいたしました。

この事業の内容というのは、1つはJ A S規格の普及・啓発、それから食品表示が正しく行われているかどうかの監視・指導、そして新たなニーズに対応したJ A S規格の制定というものが事業内容となっております。

これまでの成果を見たところ、1つは不適正表示率については先程分野全体の中での評価にもございましたけれども、17年度は14.8%というふうにかなり改善をしてきているという点で、ますます進んでいるのではないかと。また、J A S規格につきましても、平成17年度に生産情報農産物、それから有機畜産物のJ A S規格というものが制定をされました。この資料のちょうど裏側になります。104ページを見ていただきたいんですが、J A S規格が幾つかございます。この中でJ A Sマークの中で有機J A Sマークというものがこのようなマークがございまして、この中に有機飼料を食べた肉についてつける有機畜産のJ A S規格、それから生産情報公表J A Sマークというのがございまして、これは例えば給餌情報ですとか、生産者がどういう方で、動物用医薬品をどういうふうにと投与した

かというものを公表した、そういうJASマークも今回つくり、17年度から規格を制定したというところで、新しい動きにも対応したことをやってきたのではないかと考えてございます。

97ページに戻っていただきまして、そうはいつでも依然として不適正表示が発生しておりますし、また新たなJAS規格の制定というものもやっていかなければいけないということで、今後とも事業者、消費者のニーズを踏まえた対応を一層進めていく必要があると。その中で、JAS規格の普及みたいなものについてはポスターですとかパンフレットの配布だけではなく、それがどういうふうに消費者、関係者に浸透しているかということについても検証を行っていく必要があるというふうに評価をしているところでございます。

それから、105ページをご覧くださいと思います。

農産物の生産の関係につきましては、政策分野といたしましては国産農畜産物の競争力の強化という分野を取り上げました。中身的には消費者、食品製造業者、外食産業の方々のニーズに対応した畜産物を効率的、安定的に生産できる体制を確立しようということでございます。

目標は7つほどございますが、目標の から までがコスト低減に関する、中にはコスト低減だけではなくて労働費の低減というのも中にはございますけれども、コスト低減に関するものでございます。効率的な生産体制ということに関連して、このような目標を立てました。

また、目標の 、 につきましては、 は麦の新品種への転換、それから につきましては野菜の加工需要への対応ということで、これはコストだけではない、ニーズに対応した高品質な国産品の生産ということを図るための指標としてこの7つを設定したところでございます。

大体目標 から までのコスト低減につきましては、集計中のものが多かったり、あるいは燃料費の高騰の影響が出たものもございますが、おおむね低減の方向が図られているという結果となりました。また、目標の 麦の新品種への作付の転換、それから指定野菜の加工向けの出荷数量につきましても、麦の品種転換については順調に進んでおりますし、また加工向け出荷数量につきましても、8月下旬に取りまとめとなりますが、トマト、キュウリ、ナス、ピーマンという主要4品目につきましては、ここ数年にない形で下げどまり現象というのが見られるようになってきたのではないかと、そういう傾向が把握をできております。

これらの点につきましては、特に7番目の目標について委員からも量で捉えたところで、これのものと先程ございました実需者の方の国産品の契約取引の関係がどうであるかという意見も多くいただいたところなんですけれども、特に加工向け出荷につきましては、通年供給できない、あるいは実需者の求める品質になかなか均質性が保たれてないということで、今後加工業務用に求められる品質、あるいは規格、栽培管理のポイントをわかりやすく示すよう、産地としても対策を立てていくと、そういうことを生産部門としてもやっていきたいと。それらが流通の方とどうつながるかということについても、指標がある程度限られている中でどのような分析ができるかということも、今後の課題として我々としても考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、159ページをご覧いただきたいと思います。

資料1 - で、この分野に属する具体的な個別の手段といたしまして、高生産性地域輪作システムの構築事業というものを取り上げております。これにつきましては、米、麦、大豆という水田での輪作、それからばれいしょ、麦など、畑地における輪作、これらの輪作においては、作物ごとに作業が競合するために、規模拡大の阻害要因となっている場合が多いので、それを排除して経営規模の拡大と生産性の向上を両立するような技術を実証事業として確立する。さらに、その技術の生産現場での実証を一体的に実施するという17年度から19年度のモデル事業であります。

今年度の成果といたしましては、1つは北海道のばれいしょ生産におけるソイルコンディショニング技術に役立つ試作機の製作ですとか、現行機種での現地実証、それから大豆収穫機の改良などによりまして、労働時間の40%の低減というのが実現できたところでございます。まずまずの成果が得られたのではないかと考えておりますが、一方ばれいしょについては収量低下が見られましたので、その要因分析をすることが必要でありますし、また水田については大豆だけを取り上げてやりましたけれども、水稻ですとか麦を加えた水田輪作全体の達成度が判断できるような検証を行う必要があるというふうに評価を行っているところでございます。

続きまして、169ページをお願いいたします。

望ましい農業構造の確立に関しましては、意欲と能力のある担い手の育成・確保という分野を取り上げております。

この中では3つ目標がございまして、1つは担い手の育成・確保、それから2つ目で担い手への農地利用集積の促進、それから3つ目で人材の育成・確保ということで、新規就

農青年の確保ということでございます。

このうち目標の1つ目、担い手の育成・確保ということで、農業経営改善計画の認定数ですとか、目標の新規就農者の確保ということは、ほぼ目標を達成できたということになっておりますが、それぞれ例えば認定農業者につきましても、今後土地利用型において集落営農の組織化、法人化というものを加速的に進めるという課題がございますし、また新規就農青年数の確保につきましても、これが安定的に達成できるようにするという課題がございますが、ますますうまくいっていると。

一方で、担い手への農地利用集積を見ますと、目標に対して達成状況が今61.9%ということではなかなか進んでいかないというところがございます。今後農業委員会によるあっせんですとか、農地保有合理化事業による中間保有ということをやっていく必要があるんですが、それ以外にも現在行っている政策手段について、有効性に問題がある事業については見直しを行うなど、そういうことをやっていく必要があるというふうに評価をいたしております。

223ページをお願いいたします。

具体的にこの分野の政策手段として、先程ございました土地利用集積に関しまして、担い手農地情報活用集積促進事業というものを取り上げております。中身的には、農地情報を公開しまして、地域外からも広範に農地の引受者を募集できるような仕組みを構築するですとか、認定農業者が経営規模拡大を行う場合に、農用地利用改善団体が行う活動に対して支援を行うなどの内容なんですけれども、実際のところ今年度の達成状況を見ますと、目標2,350ヘクタールの集積に対して、実績が1,037ヘクタールと第2回の評価会のときに申し上げたように、数字が若干延びてはいるんですけれども、それでも達成率は44%という低調なものになっております。これにつきましては、230ページをご覧いただきたいと思っております。

230ページのところに、評価会委員の意見というところで、当初実はこの事業につきましては、なかなか現状が進んでいないために、廃止も含めて検討を行う必要があるというふうに評価を行ったところなんです。評価会の委員の方が非常に趣旨としてはいい。特に農用地利用改善団体というのは、これからもすごくキーになるポイントで、ここを通じた支援というのは現在の課題にも合致していると。開始してすぐ廃止という結論ではなく、長期的な視点でもいいのではないかとのご意見をいただきまして、評価結果の方もそれを踏まえて、例えばこのページの上の方にありますが、担い手不足が深刻な地域が増

加する中で、インターネットを活用して地域外から農地引受希望者の募集を行うなど、新たな政策手法を用いた本事業の必要性は認められる。また、作付地の集団化、認定農業者への利用権の設定等を促進する地権者の集団（農用地利用改善団体）の活動支援等を内容としているが、これも政策分野の目標に沿ったものであり、必要性は認められる。しかしながら、事業初年度で取引期間が短期間であったことに加え、事務手続の煩雑さ、農地が分散している中での規模要件の拡大の難しさ等から、低調なものとなり、抜本的な改善を行う必要があるということで、廃止を前提としたというよりも、有効性、効率性を改善していく必要があるというふうに評価の方も記述を修正させていただいております。

それから、233ページをお願いいたします。

農村の振興に関しましては、都市との共生・対流による農村振興という分野を取り上げました。ここでは目標が3つございまして、目標 都市と農村の交流の促進ということで、都市農村交流、それから市民農園の区画数、それぞれ達成状況が9%、89%ということになりまして、それぞれ達成ができなかったという状態、それから2つ目の中山間地域における経済活性化に向けた条件整備ということで、これにつきましては中山間地域の農家所得については維持ができたということで、まずまず有効であったろうと。それから、目標の3つ目でございますが、景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現につきましては、指標の評価が始まっていないところもございまして、目標にはまだ少し足りないというような結果となりました。

これにつきましては、258ページをご覧いただきたいと思います。

評価会の委員の方からも、特に都市と農村との交流の捉え方につきまして、特に農家民泊等に泊まっている方だけでこの指標をとらえるというのは、これは有効なんだろうか、どうなんだろうか、適切なんだろうかということで意見を多くいただきまして、農家等民泊数が都市農村交流の指標として適当でないという意見が複数あったということ踏まえまして、どのようなものがより適切なのか、8月になるかと思いますが、新しい指標の設定についてはご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

267ページをお願いいたします。

この分野の具体的な手段といたしまして、地域用水環境整備事業補助金というものを取り上げております。これは農業水利施設の整備と一体的に、親水景観保全、それから地域防災施設の整備等を行う事業でございます。これまでに354地区が完了いたしまして、完了した地区に対してのアンケートでも、住民からは8割以上が施設整備に満足していると

いう結果が得られておりますが、今後政府における公共事業のあり方の見直しの方向に沿った対応が必要でありますし、また生態系保全関係については実際に生態系が保全されているかというものも、地域の取り決めを通じて検証を行う必要があるということを評価として行っております。

続きまして、281ページをお願いいたします。

これは都市との共生・対流による農村の振興の政策分野では直接ありませんが、手段といたしまして、国営農地の再編整備事業というものにも評価を行いました。内容といたしまして、この事業はおおむね400ヘクタール以上の農地を対象に区画整理、農業用の用排水施設の整備を行う事業なのですが、1つは広範囲にわたる水田の大区画化等を行う一般型と中山間地域の特色のある農業の転換を図るための中山間地域型というものがございました。これまでに平成元年以降、16年までに24地区、全国で1万6,300ヘクタールの農地を整備いたしました。これによりまして、国が全国的な視点から先導的かつモデル的に実施するという目的は一般型については達成したということで、平成11年度以降の新規対策を中止をいたしております。

一方、中山間地域型につきましては、生産性が低く、また耕作放棄も多いことから、引き続き国が一定の関与をする必要性はあるというふうに考えますけれども、政府における公共事業のあり方の見直しの方向に沿った対応というものをしていく必要がある、また、厳しい財政状況を踏まえて、一般競争入札などを取り入れ、コスト縮減の一層の推進を図る必要があるというふうに評価をしたところでございます。

それから、297ページをお願いいたします。

森林に関しましては、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進という政策についてです。

2つ目標がございまして、1つは望ましい林業構造の確立ということで、効率的・安定的に林業を営むことができる林業経営体・林業事業体を増やすという目標なのですが、17年度につきましては達成状況は50%というふうになりました。これにつきましては、委員の皆様からも特に林業が産業として魅力的でないとなかなかこういうところには人が入ってきませんというご意見をいただいたところでございます。評価といたしましても、林業の採算性の改善、それから事業量の確保というものに向けて、経費の削減ですとか需要者ニーズに対応した素材の供給といったものを進めていく必要があるというふうに評価としても行っているところでございます。

それから、目標の2番目でございますが、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進ということでございますが、これにつきましてもすう勢値は上回ったんですが、目標値まで達しないということで、達成ランクはBとなっています。特にここ3年ほど、大型の製材工場の供給能力が拡大したり、あるいは合板分野での利用の拡大というものが進みまして、ここ数年ほど、3年ほど連続でその供給量が増加してはおりますけれども、まだ目標まで達しておりません。特に木材産業の流通体制が多段階、あるいは流通加工ロットが小さい、小規模製材工場の再編が進まないということがありますので、これについても木材産業の構造改革がさらに必要であると、そのような評価をさせていただいたところでございます。

323ページをお願いいたします。

この分野の具体的な手段といたしまして、木材産業の構造改革を推進する事業というものを取り上げております。中身といたしましては、設備廃棄に必要な撤去費用への助成、あるいは木材製品の高付加価値化、低コスト化に向けた資金整備のための利子助成を行う事業、それから最新鋭の機械設備をリースにより導入する場合のリース料の一部助成というのが内容となっております。特に個別費用に対しての支援措置として、かなり特色のある事業となっております、これにより品質、性能が明確で、低コストの製品を供給できる体制を構築するということを目指しております。

先程の分野の中でも委員からご指摘のありました産業の体質強化、それから木材製品の高付加価値化等を推進する意味では、趣旨としてはよいのですが、これについても評価といたしましては、木材産業構造改革促進事業の設備廃棄に必要な撤去費用への助成につきましても、件数が低調でありまして、有効性を抜本的に改善する必要がある。また、今後金利の上昇からニーズが高まるとされる利子助成の資金について、こういった優先度の高い事業への重点的な配分など、効率性の改善ということはこの事業としても図っていく必要があるということの評価として入れさせていただいております。

それから、333ページをご覧いただきたいと思います。

水産分野につきましては、水産物の安定供給の確保という分野を取り上げさせていただいております。目標は3つございました。

1つは特に地先の関係なんですけれども、主な栽培漁業の対象魚種及び養殖業等の生産量の確保ということでございます。実績といたしまして、目標値に届いておりません。これは台風などの自然災害によりまして、特に養殖の貝類、海面漁業のホタテガイ等におい

て、収量が減量したということが響いておりまして、達成状況は低い水準となっておりますが、これら以外の対象魚種では生産量を維持したということで、まずは基本的には方向的には進んでいるのではないかなというふうに考えられます。

それから、2つ目の目標でございますが、資源回復の着実な実施ということで、都道府県が策定した資源回復計画を着実に進めるために、漁業者が漁獲努力量の削減を具体的に進めていくということでございますが、これについては若干時間を要したような経緯がございますして、達成状況は67%というふうになっております。

それから、3つ目でございますが、特にこれは公海漁業の関係なんですけれども、公海の水産資源、マグロ類等、回遊性の高い水産資源について、関係国と漁業協定を通じた資源管理を行うということなんですけど、これにつきましては目標である魚種、それから協定の数を上回っており、まずは有効に政策が実施できたというふうに考えておるところでございます。

369ページをお願いいたします。

この分野の具体的な手段といたしまして、漁港・漁場機能高度化事業というものを取り上げさせていただいております。平成13年以降、比較的小規模な事業で漁港・漁場施設を利用しやすくするように施設整備の補助事業を実施しているところでございます。これによりまして、防波堤ですとか漁礁、それから増殖施設をつくりまして、港内の静穏性の向上ですとか、魚介類の餌場になる藻場を造成したということができ上がっております。ただ、これにつきましても種々の施設の改良を同時期に行うことを内容としているために、さらに国の関与を縮小して、事業の進捗に応じて弾力的に地域間で国費の調整を行えるような事業への移行を検討する必要があるというふうに評価を行ったところでございます。

以上が17年度の施策につきましての評価、それから委員の意見を反映してのこれからの検討の方向について紹介をさせていただきました。

以上でございます。

今村座長 ありがとうございます。ご苦労さまでした。

事前に生産局と水産庁から補足説明をしたいという希望があるようですので、どうぞ初めに生産局の方から。

塩谷生産政策室長 生産局の塩谷でございます。前回、合瀬委員からご指摘をいただいた点で、必ずしも説明が十分ではなかったもので、今回補足的に説明させていただきたいと思っております。

契約取引の関係でありまして、総合食料局の資料、資料1 - の1ページ目に書いてあるものですが、食品産業の競争力の強化の中で、食品製造業者と農業との連携の数字、これが割合が増えているということで、契約取引のこちらの方の割合が増えているのに、生産サイドの方……。

今村座長 場所を言った方がいいですね。

塩谷生産政策室長 資料1 - に政策評価結果の要旨のところの食品産業の競争力の強化でございます。

1ページ目になりますが、この契約による国産農産物の原料調達の点ですが、ここはランクのAということになっていて、調達が増えていると。一方で生産サイドの統計はまだ出てはいないんですけども、主要な4品目を見た限りでは下げどまり傾向にあるもののまだ減り傾向が続いているということで、両者が矛盾しているのではないかとのご指摘をいただきました。よく見てみたんですけども、まず製造業の方を対象にした調査というのが野菜に限りませんで、幅広く食品製造業全般を見ております。その中には一部漬け物用といった野菜製造業を含んでいるんですけども、もっと幅広くめん用ですとか、さまざまな用途が入っているということになっておりまして、その意味で野菜のところだけを見た私どものトレンドとは必ずしも一致しないことがあるんだろうと考えます。もうちょっと踏み込んで言いますと、全体として国産農産物への需要が増えていて契約が増えている。その中で野菜がなかなか増えないというのは、野菜特有の問題点があるのかなというふうに思っています。

今回のこの資料1 - の分析の中でも、契約取引の問題点として数量調整が難しいということを書いていまして、野菜の場合には貯蔵もきかないということで、数量が必ずしも契約どおり供給できにくい面が特に強いところから、政策的にはそれを補うような事業をやっておるわけですが、なかなか野菜のところでは契約取引が増えないのかなというふうに考えております。総括しますと、両方の統計はそれぞれ違う観点から見ておりまして、それぞれ重要な統計だと思いますので、両者を比較してさらに検討していきたいというふうに思っております。

今村座長 ありがとうございました。

それでは、水産庁の方から補足をお願いします。

佐々木水産庁企画課課長補佐 水産庁で政策評価を担当しております佐々木と申します。5月26日の第3回の評価会におきまして、合瀬委員の方からアサリの防疫に関してご

質問がございました。海外から種苗として輸入されるアサリについて、サキグロタマツメタの混入があり、アサリに被害が出ている例があるけれども、その防疫体制はどうなっているのかという質問でございました。これにつきましては、既に合瀬委員の方にはご説明を申し上げましたけれども、他の委員の皆様にもご報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、輸入の際の水際防止体制についてでありますけれども、現在のところ水産資源保護法、それから食品衛生法に基づいて、病気のまん延防止、それと食品としての安全性の面からでの体制ということになっておりまして、本件のような事例については対象となっていないということでございます。それで、サキグロタマツメタ等の有害生物の付着した外国産アサリを水際でとめるということは、今の制度上では困難ということであります。

また、サキグロタマツメタの移入についてでありますけれども、外国からの輸入のアサリの死骸に付着して国内に入ってきたという情報もありますけれども、外来生物法の適用による規制も考えられますけれども、もともとサキグロタマツメタは日本にも存在をする貝だということで、有明海等で見られます種と同一種ということで、これも外来生物法の対象にはならないということでもあります。また、サキグロタマツメタの由来につきましては、現在のところ判明していないということでもあります。

それで、このタマツメタの被害に関してでありますけれども、宮城県等での局所的な被害の事例については聞いておりますけれども、今のところ全国的な被害としての事例の報告は受けてないということでございます。

それで、水産庁の中でアサリ資源全国協議会というのが平成15年に発足をされております。これは全国的なアサリ資源の維持、回復を図ることを目的として発足された協議会で、独法の研究センターですとか、都道府県の担当部局、それから水産試験場等が参画をしまして、資源の維持、回復を図るということを目的として発足された協議会ということで、今後この協議会の中でいろいろ情報収集を始める予定でございます。

それで、また外国産のアサリの放流自粛を漁業者に指導しているという都道府県もあるというふうに聞いておりますけれども、水産庁といたしましては、今後関係都道府県と連絡を密にしつつ、先程のアサリ資源全国協議会での検討状況も踏まえ、今後適切な対応に努めてまいりたいということでございます。

今村座長 ありがとうございます。

それでは、平形調査官から全体を通した包括的な説明、それから生産局、水産庁からそ

れぞれ補足説明がありました。これで平形調査官の報告はこれで2回目になりますし、全体を通した改めて全体を俯瞰したわけですけれども、これにつきまして皆さんから前回は質問をいただいておりますが、それとはまた別に、より深く突っ込んでご質問ございましたら、どうぞどなたからでもご自由によろしくお願ひします。

田中委員。

田中委員 非常にご丁寧な、また的確な説明をしていただきありがとうございました。

委員の意見がずっと書いてあるんですが、ちょっと表現が間違っているとか、字が間違っているところがありますので、これは後で個別に申し上げたいと思います。

ところで、資料1 - のさっきご説明のあった53ページの食品産業の競争力の強化のところですが、前回は申し上げたんですけれども、105ページにある国産農産物の競争力の強化というのはよくわかるんですが、食品産業の競争力の強化ということの中で、の農業との連携の促進そのものは結構ですけれども、国産の高いものを買ったら食品産業の競争力は弱るわけでありまして、農業との連携の促進は食品産業の競争力の強化ということの関係からすれば、ぴたっとどうもしないんですよ。そこがどうも気になっているということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、平形さんから先程ご説明があった230ページの永石さんの意見から評価を改めてし直したということですが、これは高く評価したいと思います。

以上です。

今村座長 ありがとうございました。

学識経験者の意見等がまずいというのは私も気がついておりましたけれども、後で委員の皆様から、どうぞ企画評価課の方に訂正方、ご注文ください。

それはさておき、どうぞどなたからでも。

どうぞ、工藤さん。

工藤委員 農水省の評価で、もしかすると私の認識違いかもしれないんですが、今のことに関してちょっと質問させていただきたいんですが。評価書として外に出す場合は学識経験者等の意見というのは、こういう形で全部併記して今まで出しておられたのかということと、今後もこの形を踏襲されて出すんでしょうかというのがまず1点目の質問です。

というのは、他のところでもいろいろなところで評価委員をやっておりますが、こういう形で委員の意見を並べて出すというのは、今までにない経験で、これはこれでおもしろいと思うんですが、特に例えば今の1の田中先生と同じなんですけれども、私も似たよう

なことを前回言わせていただいて、このところにも確かにそのことは書いてあるんですが、本質的に評価の指標自体に問題があるとか、そういう指摘が結構相次いだ項目について、こういうのがありましたというので本当にいいのかなというのは若干気になっております。

例えば、具体的に申し上げますと、国土交通省なんかでもこれを評価の指標はおかしいんじゃないかというのが出た場合、ものすごく根本的な場合にはその年には間に合わないの、翌年から例えば変えろとか、場合によっては評価の質にもよるんですけども、質というのは指摘されたものの質にもよるんですが、単に指標が政策体系とか、あるいは一つ一つの目標を示すのに適切でないという場合は、その指標さえ入れかえればいいわけですし、その指摘がよくよく考えてみると、そもそも政策体系自身を構成している中身の方に問題があると、もうちょっと本質的なもの場合には例えば最初の表にあるようなところを少しいじったり、2つ項目があるけれども、もう少し整理、統廃合した方がいいのではないかなというように話に発展することもあるわけですよ。

そもそも評価委員会とか、外部評価をしていることの意味というのは、内部の方が気が付かなかったことを指摘するということもあると思うんですが、従来からやっておられる体系とか目標自体に何かおかしいところがあったり、こうしてもあるべきではないかということ踏まえて、そのものを変えていくといいますか、政策自体について少し考えていくということになると思うので、こういう形でやっていくと、あくまでも現状の方というか、スタイルは変えないで、微調整で何とかしましょうという感じがとてもしてしまうんですね。

今申し上げたように、今年の、つまり17年度の評価書としてはかなり本質にかかわることなので、大きく訂正ができないというのがるのは、これはやむを得ないと思いますし、その場合にこういうご指摘がありましたというのは非常に真摯な取組だと思うんですが、最後に評価委員の意見としてだっと並べることは余り意味がないのではないかなと思うので、すみませんが、確認と後半はちょっとコメントということをお願いしたいと思います。

特に先程のようにそれを反映させて使われている点というのは、私も高く評価したいと思いますが、一方で指摘があるけれども、別に特に反映されていないものもあるので、それについては別に回答を例えばここで要求するものではないと思うんですけども、単に最後に載っけるくらいなら別に載せなくてもいいのかなというのが他の委員会をやってい

での感想です。

今村座長 ありがとうございます。

それでは、その辺まず平形調査官。

それから、議事録も公開しているわけですね。あれとの関係とか、これは評価書、その辺含めてどうぞ。

平形調査官 委員の意見の書き方なんですけれども、確かに昨年までは1個1個の評価書の中に書かずに、全部最後に公表する。今日もあるんですけれども、評価結果の概要という冊子の中に、こういう事項については各委員からこういう指摘がありましたというものをまとめてすべて公表しているというのを我が省ではとっております。そういった意味で言うと、評価結果書と委員の指摘が分離してしまって、それではなかなか見づらいんじゃないかということがあって、今年から評価結果書の中に書き込むという手法を取り入れたところでございます。

そういった意味で言うと、今年は1年目なんですけれども、役所が行った評価、それから委員からいただいた意見というのがより見やすくなったのかなというのがございまして、そのようにちょっと書かせていただいたんですが、特に併記を出すのがどうだというふうにおっしゃられますと、そもそもこの議事録自体、あるいはこの会議自体が公開のものになっておりますし、この評価書の中に入れる部分としてよくないというのであれば、場所を変えたり、あるいはこの部分のものは意見であって、この評価書そのものの話じゃないんだというものであれば、それは何か落とすということは可能なんですけれども、我々としてはこの評価結果書に関係する部分としてこういう意見をいただいた、いろいろな角度からもっと見方があるんだということを入れていきたいということで、このように形としてやらせていただいているところでございます。

それから、もう一つ工藤委員の方からございました政策分野の立て方ですとか、あるいは目指す姿自体、こういう括りでいいのかということも含めて、いろいろ議論があるんじゃないかということなんですけれども、昨年まで当省はこの政策分野自体が57もございまして、大変細かく分かれていて、それぞれの政策分野自体の向いている方向が本当に一緒かどうかというのは、なかなかわかりづらいという指摘もございまして、今回16というところでまとめてみました。そういった意味で言うと、前々からこういう形でやっているから直せないとかというんじゃなくて、今年自体がそういう意味で言うとかかなりチャレンジングにまとめてみたというところでございまして、その意味で言うとまだできてほやほや

の形ではあるんですけども、より重点化をすると、それぞれに拮抗している部分が例えば今回の総合食料局と生産局の関係の生産と食品の企業の話とか、これが非常に近くなって、それぞれのところを見たときに、どうもこの両方の間でどういうふうに連携が図られているのか、同じ方向を向いているのかというところがわかりやすくなってきたのではないかなという点も、我々からしてみれば非常にきつい指摘ではありますが、見やすくなったのかなというところでございます。

そういった意味で見ますと、前例踏襲というよりも今年から始まったところでございますし、このまとめ方がいいか、悪いかも含めて、これから煮詰めていき、よりいいものにしていきたいというのが当省の考え方でございます。

以上です。

今村座長 この今日の議論の後半部分で、今年随分変えたわけですが、そういうことを含めてどういうふうにするかということちょっと議論しようと思ったわけです。

それで、今年初めての委員の方もおられますので、代わられましたので、そういうことを含めて後半部分でちょっと議論しようと思っていたんですが、その辺大分わかりそうだと思いますので、今言ったコメント、評価委員の意見の表現の仕方、あるいは表現の場所なども含めて、ちょっと後半部分でそういうことは議論するにして、この内容について、今前半、これまで報告されました内容について、何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。立花委員。

立花委員 食品産業の問題は隣の田中さんと同じように、私も前回申し上げましたが、正直言うと違和感がぬぐえません。それは繰り返しますが、つまり食品産業というのは地場的なものと国際的にチャレンジする産業の2つに分けられるのですが、この2つを同じスコープの中でとらえることの誤りといいましょうか、だからといって私は国産農産物の受け皿としてのそういった食品産業のそれを否定するわけではもちろんありませんけれども、そういった地場的なものに全部閉じ込めてしまうと、結果的には日本全体にとってはマイナスではないかなという感じがぬぐえないものですから、そういうことを再三申し上げているわけです。

それから、私が申し上げたかったことはいろいろお話を承った中で、1つは担い手のところに関連して、もちろん活きのいい、本当に優秀な若い人たちが入ってくることは、これは本当に何人も望むわけですけども、なかなかそれがこういった少子化の中で望み得ないという状況、ますます厳しくなっているわけです。そういった中で外国人の活用

という話も当然出てくると思うんですが、今与党でも、それから政府の中でも関係各省でも、外国人の受け入れをめぐる問題について、いろいろ議論が始まって、既に地域、地域ではなかなかいろいろな矛盾が顕在化して、しわ寄せが実際に出ているということをよく聞くわけです。農業の分野においても恐らく研修技能実習制度を利用していろいろ活用されていると思うんですけれども、この辺について農水省の方としても、これから少子・高齢化の中で外国人の問題をどう活用していくのか。この制度は建前と本音がこれほど食い違う仕組みもないということによく言われるわけですが、そうだとすれば制度全体は厚生労働省の方のご担当かもしれませんが、農水省は農水省として担い手、あるいはそれを支える、サポートする分野として、こういった外国人の人材をどう活用していくのか。あるいは彼らが今現に直面している問題についてどう解決していくのか。それについていずれ早晚問題になることはまず間違いないと思いますので、あらかじめ是非布石を打っておいていただいた方がよろしいのではないかなという点が一つございます。

それから、2つ目が圃場整備事業、今日のご説明では国営の農地の再編整備事業ということで出ていますが、これは農水省は堂々とするこの圃場整備事業の意義なり、効果ということを是非声を大にしてアピールしていただきたい。現場の農業者で本当に農業で生計を立てようとする人たちから見れば、大区画圃場の整備、あるいは用排水の自動化の問題など、基盤整備を非常に高水準なものをしていくといいましょうか、それが私は非常に大事だと思います。今日お配りいただいた資料の1 - の中でも圃場を整備する前と後で労働時間がこれだけ減ったとか、まさに半分ぐらいに変わると、これこそまさにイノベーションで求められているものです。科学技術と同時に、それを生かす圃場の整備、製造業で言えば工場の生産設備に当たるところですから、ここのところを非常に厳しい中で、民間の力も活用しながら、効率的に理解を得ながら、地道に是非取り組んでいただきたいということで、これと技術開発、これを二本立てに是非取り組んでいただきたいなと思っております。

これに関して、国営で整備されたのは耕作放棄が少ないという指摘がありましたが、転用されているケースはないのかどうか、そういったところのちょっとしたことが結局こういった事業に対する不信を招く一因にもなりますので、その辺は国民の合意が得られる形で、貴重な国費が投じられるということですから、その辺くれぐれも誤解といたしましょうか、不信を招かないような取組をお願いして、是非応援していただきたいなと思っております。

それから、都市との共生・対流による農村振興ということがありましたが、私も何年か

前には大分県の安心院が農家民宿の走りだというので、私もあそこに行って農家のおばさん、おじさん連中といろいろ彼らの抱負といいましょうか、期待といいましょうか、あるいは喜びといいましょうか、それをお聞きしたことがあるんですが、そのときにちょっと言っていたのは、自分たちは農家の離れに毛の生えたようなところを改良してやっているということで、旅館並みじゃないということで、その辺は特区制度を活用しているいろいろやっていると思うんですけども、そういった民宿をやっているところにパブリックセクターがどんどん出てくるということで、今のはやりではありませんけれども、民でできることは民にということの裏に行くようなこともその当時は言われていましたので、資料を見たら農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数ということで、なかなかこの辺難しい面があるかもしれませんが、こういう民間にできるところはできるだけパブリックは手を引いていくといいでしょうか、この実態がちょっと私はわからないので、余り独断で申し上げて失礼かもしれませんが、気になった次第であります。

それから、麦のところで新しい品種の普及率が1割台から2割、3割ということですが、これは恐らくインセンティブのつけ方がまだまだ足りない。実需者が欲しがっている品質について、きちっとインセンティブをつけて、それほど期待されていないものについては、むしろディスインセンティブを与えるくらいにしていかないと、いろいろ施策をやっても、結局新しい本当の意味で実需者が期待しているような品種の栽培が進まないと思います。その辺のインセンティブの活用の仕方に問題があるのではないかという感じがしております。

ちょっと気がついた点は以上でございます。

今村座長 少し皆さんからご質問事項、あるいはご意見を伺っておこうと、それで一括して各担当局から回答をいただこうと思うんですが、いかがですか。

合瀬委員 先程国内の農産物の競争力について、いろいろ追加説明をしていただいてありがとうございました。

結局、要するに国産の農産物の加工用向けの定価がきちんと連携をあらわしていないということで理解してよろしいのでしょうか。

塩谷生産政策室長 一方の統計が食品、製造業全体をカバーしていて、うちの方の分野が野菜だけということになっているので、そこが違うということですね。ですから、必ずしも整合が同じ方向を向いている必要はないんですけども、それぞれ比較して分析すれば、また違った視点から問題点を見られるという点があります。

合瀬委員 わかりました。ただ、今回の食品産業との連携という視点で、国産農産物と農業と食品産業との連携ということで行くと、最終的な目的は国産の農産物を使ってもらって食料自給率を上げるということですから、そのところを斟酌して、それにより反映するような指標をちょっと見直していただければと思います。これは私の意見です。

ありがとうございました。

今村座長 その他いかがですか。

よろしゅうございますか。

立花さんから随分いっぱい出ましたけれども、それではごく簡潔にちょっと今の立花さんを中心にしたご意見にご回答いただきたいんですが、食料局からちょっと最初にこれも簡潔にお願いします。

水間食料企画課長 まず、食品製造業者と農業との連携の促進の関係ですけれども、これは繰り返しになるかもしれませんが、消費者のニーズとしまして大きく2つあるんじゃないか。1つは国産農産物の志向が強いということ、それにもかかわらず最近の食の孤食化とか、少子高齢化を受けて、加工品とか調理済みの食品への需要が増えてきて、その割合が増加しているんじゃないか、その2つが現象としてあると。

これに対応しまして、生産者側からしますと、生鮮業は今までかなりやってきましたけれども、加工用、業務用のニーズに十分こたえられていないのではないかとということがありまして、現象として加工用に対する輸入品のシェアがじりじりと上がってきているという状況がある。そういうこともありまして、そういう観点から食品産業の競争力、要するに国産品をうまく加工品なんかに活用していけば販売が増えてきますし、そういう意味で食品産業の競争力も強化されるということから、食品製造業者と生産者の要するに食品製造業者側のニーズを十分にくみ取った生産者側の連携を強めていくというのがこの施策の推進の目的ではないか。

また、それに加えて、これは地場の産業を想定しておりますけれども、中には非常に体力が強くて、国内だけではなくて海外に進出していきたいという企業もあるでしょうから、そういうところについてはあくまで国内に軸足を置いている食品産業でありますけれども、東アジア等を念頭に置きまして、そういう外に出ていく動きも推進していきたいということで、これが食品産業の競争力の強化につながるという意味で、我々としては同じ方向を向いているという意識でやっております。

以上です。

今村座長 まだ質問があるかもしれませんが、とりあえず次に経営局、外国人労働者の問題。

田辺農村政策課長 外国人労働者の問題については農村振興局からお答えさせていただきます。

外国人労働の問題につきましては、ご指摘がありましたように、各方面で議論が行われているという状況でございます。政府の基本的な方針としまして、よくご存じかと思えますけれども、専門的・技術的分野の人材については積極的に受け入れていこうと。ただし、単純労働者は受け入れないと。そうした中で、研修なり技能実習制度という形で一定程度国際協力という視点を踏まえて受け入れるという形になっておりまして、農業分野につきましては、施設園芸なり酪農が中心でございますけれども、そういった研修なり技能実習制度を通じて相当程度受け入れているという実態がございます。

いずれにいたしましても、外国人労働者の活用につきましては、単なる労働力の確保という問題にとどまらず、社会なり経済に幅広く影響を及ぼすという事柄でございますので、政府全体で検討すべき事柄というふうに理解をしております。そういう中で、農林水産業なりの実態も踏まえて、今後検討を行っていく必要がある事柄だろうというふうに思っております。

ちなみに、政府の方でも副大臣のプロジェクトチームで外国人労働者問題について議論が行われておりまして、先週だったと思うんですけれども、副大臣会議としての考え方が取りまとめられておりまして、その中でも一応現在の基本的な外国人労働者の受け入れの枠組みというのは維持をしつつ、その中でも技能実習制度ですとか、あるいは専門技術的分野の人材の受け入れを拡大していくという方向で検討したらどうかというふうな取りまとめがされたという状況でございます。

今村座長 それから、民泊の話は農村振興局ですか。

田辺農村政策課長 農家民泊と公的施設の関係でございますけれども、実はこういった形で指標を取り上げておりますのも、ある意味でデータの制約といえますか、都市と農村、漁村との交流という実態をとらえようとするときに、とれるデータとして公設の施設と農家民泊の宿泊者数というのが統計上確保できるデータということで、これを指標として取り上げているということでございます。

私どもとしまして、公設の施設を積極的に奨励するという意味で指標として取り上げているものではないということでございます。公設であれ、農家民泊であれ、いずれにして

も都市との交流の基盤になる宿泊施設ということで、指標として取り上げている、そういうことをご理解をいただけたらと思います。

今村座長 それから、圃場整備について、これはPRを大いにやれという話はいいいんですが、国営で転用なんかはないだろうなという、当然ながらだね。

田辺農村政策課長 それは、当然転用は農地法に基づいて厳格にやっているはずでございますので。

今村座長 制度上は8年過ぎたら転用できるでしょう。

田辺農村政策課長 制度上はもちろん。

今村座長 そういうのはないと自信ありますか。

田中委員 そういうのは、整理したものが毎年、毎年どのくらい転用されているかという統計があるでしょう。

田辺農産政策課長 すみません。ちょっと今手元にデータがございませんので。

今村座長 じゃ、後で。

それから、生産局で麦の新品種のインセンティブをつけるという話がありましたね。

塩谷生産政策室長 麦の新品種の普及で、ディスインセンティブということですが、実質上品質が悪ければ誰も買わないということになるので、実態上のディスインセンティブというのはあると思います。

立花委員 北海道は、できちゃったものは引き取ると。

塩谷生産政策室長 本当に品質が悪ければ誰も買わないということになると思います。

本川政策評価審議官 その前に契約することになりますから、ユーザーの望まないものをつくっても、事前契約はできないですから、話ができないということになると思います。そこでもうインセンティブがついているのではないかなというふうに思いますけれども、さらに進めていくということだろうと思います。

塩谷生産政策室長 インセンティブの方ですが、特に実需者に使ってもらうためには、実需者に新品種を理解してもらう、これはいいんだなということを知ってもらおうという努力の方が実は大切と考えています。実需者の方から是非この品種をつくってくれといえれば生産の方はその品種に替わっていくんですね。そのために、品種をつくる段階から加工適性を見るときに実需者の方に入ってもらいたいということは今一生懸命やっているということです。

今村座長 まだあるかと思いますがけれども、その他もあるかもしれませんが、時間が時

間なものですから、ちょっと5分ぐらい休憩いたしまして、それで後半部分、これは政策評価のポイントとか、これからのあり方、あるいは農林水産政策全般について、皆さんからまたご意見をいただこうと思いますので、ちょっと休みましょう。

(休憩)

今村座長 時間が迫っているものですから、急がしてすみません。

それでは、後半部分の農林水産省政策評価結果のポイントと概要について、企画評価課の方から説明いただいた上で、もう一つ考えたのは、農林水産業の政策全般についてまたご意見をいただこうというふうな欲張ったことを考えていたんですけれども、それは一遍にはできませんので、農林水産業政策全般になると、これは1日かけても2日かけてもなかなかおさまらぬようなことなんです、しかしそうはいってもとりあえずこれから40分ぐらいしかありませんけれども、平形調査官から政策評価結果のポイントと概要について、まずご説明いただいた上で、自由なご議論をいただきたいと思います。

平形調査官 それでは、資料2、資料3につきまして説明させていただきます。

政策評価法によりますと、政策評価の結果につきましては、政策評価結果書と要旨を公表することになっておりますが、そうなりますと大変大部なものになりまして、わかりやすいかという、決してそうではないということがございまして、当省では政策評価結果のポイントというものと結果の概要というものをそれぞれ作りまして、特に結果のポイントにつきましては、一番わかりやすく作りたいという趣旨でつくっているものでございます。

資料2、政策評価結果のポイントでございます。簡潔に説明させていただきます。

1ページ目、農林水産省の政策評価をなぜやるかということを書いてございます。

政策の透明性を確保するということと、政策を効率的に実施する。質の高い政策を実施するという、この2つの目標を持ちまして、企画立案、実施、評価、改善というこのサイクルを回していくと。その中で、基本的には自己評価になりますけれども、第三者機関であります農林水産省政策評価会、こちらでの意見を聴取いたしまして、それを評価に反映させ、次の改善に役立てていくと、そういうような形をとっているということでございます。

それから、2ページ目をお願いいたします。政策評価の体系でございます。

まず、先程ご説明した中でありましたけれども、今年から政策評価体系をかなり見直しております。

まず、農林水産省の使命がございまして、その中で政策分野を一定のまとまりのある政策ということで16ほど設定いたしまして、それについてそれぞれ目標を定め、毎年その目標に対する実績を測定する実績評価という方法とさらに大きな分野であります分野にそれぞれ関連いたします個々の予算事業について、これを実績評価を補完するものとして、この予算事業を今まで掘り下げて行う政策手段別の評価というものを組み合わせて実施するというようにしております。これの説明を2ページ目に書いてあります。

3ページ目でございます。政策評価結果の概要ということでございます。

17年度の実績評価におきましては、先程ご覧いただいたところなんですけれども、評価対象とした目標、55ほどございましたけれども、まだ数字の入っていないもの、それから台風等の天候によって評価できなかったものを除きました50の目標のうち、おおむね有効に進んでいるか、あるいはそれではない状態になっているかというもので比較したのがこのランクA、B、Cというものでございますが、おおむね有効と、定量的な数字が入っているものにつきましては、90%以上目標を達成しているものをAというふうに呼んでおりますが、これが全体の目標の6割になりましたと。ただし、達成ランクがC、有効性に問題がある。定量的に考えてみると50%未満の達成だったものについては、これの政策分野に属する予算事業は基本的に抜本的に見直しを検討することになりますけれども、達成ランクがAまたはB、Bというのは50%以上、90%未満の達成、あるいは有効性の向上が必要であるという評価なんですけれども、それに属する予算事業であっても、その内容を十分に検証して施策の見直しに結びつくようにやっていきますというのが基本的な姿勢でございます。それを紹介させていただいております。

それから、政策手段別評価につきましては、今年度は21の予算事業について実施したところでございますが、すべてについてそのままいいというわけではなくて、何らかの見直し、有効性、効率性等の見直しが必要であるという評価になりました。

それから、政策評価の結果につきましては、翌年度の予算事業等に反映させることにしておりますということを紹介させていただいております。

ちなみに、ここの3ページの下のところ参考としまして、16年度、昨年度の政策評価結果につきましてもAが63%、Bが21%、Cが16%というふうに今年とほぼ似たような数字になりましたけれども、予算事業につきましては16年度の予算事業は585本のうち、17年度または18年度において改善を行ったものが51%、299事業、廃止または一部廃止というものが68事業、12%というふうになっておりまして、今年度の17年度の結果につきまし

ても、これからの予算要求等に反映をさせていきたいということでございます。

それから、4ページは政策評価の体系全体でございまして、5ページ以降に具体的な実績評価の部分について、先程ご覧いただきました要旨の方をつけております。

6ページ以降なんですけれども、グラフをできるだけ入れようということですが、若干字が小さくなっているところがございまして、これにつきましてはこの公表をする機会、多分7月の中旬ぐらいになるかと思いますが、そのときまでにもう少し見やすいものにしていきたいというふうに考えております。

それから、資料3でございまして。

評価結果の概要でございまして、これはこのポイントよりももう少し書き方を加えておりまして、評価に当たっての基本的な考え方、農林水産省の場合、実績評価の他に総合評価、それから事業別の事業評価というものをやっておりますということ。

それから、2ページにまいりまして政策評価の基本的な考え方といたしまして、1つはアウトカムに基づいた評価の実施を行う。できるだけ施策をどう行ったかというアウトプットではなくて、国民の生活にどのような成果がもたされたか、アウトカムで考えていくということ。それから、基本的には定量的な目標を持っていくけれども、そぐわないものについては定性的な評価も活用していくというようなこと。それから、食料・農業・農村基本法等に基づいた政策分野の体系化をして、その中で評価を行っていくと、そういったような評価の基本的な考え方ですとか、評価の種類というものをこちらの方では表記をさせていただいておりまして、同じように評価結果、それから政策評価の結果の要旨でございまして、これは実績評価に加えて手段別の評価についてもこちらの方は要旨を加えるような形で、若干ポイントよりももう少し説明する内容を膨らませた形のものとして使っていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、両方とも7月中旬に評価結果を公表するときにあわせて公表したいというふうに考えておりまして、それまでの間、若干まだ手直しができますので、この見方、あるいは構成の仕方についてご意見等いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

今村座長 ありがとうございます。

この評価結果のポイントと概要について、これはこういう形で公表するんだということでございますけれども、これについてご意見ございましたら。

先程工藤さんのご意見、これにかかわることはございますか。

長谷川さん、どうぞ。

長谷川委員 工藤先生と同じで今年度初めてかかわらせていただいたので、全体像がよくわかっていないので、的外れのところもあるかと思うんですが、教えていただければ。

まず、食料・農業・農村基本計画についての基本に政策がつくられていますよね。それで、恐らく17年度の基本計画工程表というのがありまして、その中から16分野で評価すべきものをお選びになっているというふうに私は理解したんですけれども、それでよろしいのかどうか。

それから、それをそういう設定であるということであれば、読んでいきますと基本計画とこの施策の位置づけの関係がよくこれを見ただけではわからないので、そこがわかるような仕掛けが何か必要かなというふうに思うんですね。それはなぜかといいますと、まず国民というか消費者が見ますと、基本計画の最終目標が45%ということで、そこに非常に期待をしているわけで、それが粛々と進んでいって、最終22年度に45に到達するんだなという確信を持ちつついきたいわけで、27年ですか、そこが見えるような評価をしたいなというふうに私も思っているわけです。

それでいきますと、一つ一つの施策をぱらぱらと全部読み通すことがなかなかできないので、ぱらぱらと見ていきますと、基準年と目標年がまちまちで、もちろん新しい施策もあるのでしょうかないことはあるんですけれども、全体の進捗状況がよくわからないなというふうに思いました。

それから、例えば基準年が12年ぐらいであって、目標年が22年であれば17年度で大体真ん中ぐらいになるので、Aが64%、Bが32%というのは妥当かなというふうに思うんですけれども、それが基準と目標年がばらつきがあると、この数字自体が妥当なのかどうかという全体としてのまとまりの判断が私にはよくわからなかったというのがございます。

それから、あと目標を達成しましたというものがAとしてあったとしても、それを継続すべきものというのがあるはずなんです。達成してしまえば終わりという施策だけではなくて、Aをずっと継続していかなければならないということもあると思うんですけれども、その継続方をこれからどういうふうに見ていくのかという疑問がもう1点ございました。

それから、先程お話の中でデータの不備があるとか、それから統計上確保できる指標でしか判断できないというお話があったんですけれども、説明していただくに当たっては説

明しやすい指標の開発というのも是非検討していただきたいなというふうに思います。

それから、あと最後に確認させていただきたいんですけども、先程工藤先生のお話の中で、政策自体についても考えていくべきではないかというお話があったんですが、評価会というところではそこまで踏み込んでよろしいのかどうか、意見としては再三申し上げちゃっているんですけども、この政策自体に対して踏み込んでいいのかどうか、あるいは自己評価を第三者評価するということにとどまるのか、ちょっとそこを教えていただければと思います。

以上です。

今村座長 これは大分本質的な問題ですから、どうしますか。

平形さん。

平形調査官 それでは、十分答えられるかどうかというところがございますけれども、現在の評価につきましては、基本計画に掲げている目標をできるだけ持ってきて、その評価の分野を構成しているというところはそうなんですけれども、工程表と全くこれは同じかというところも必ずしもそうでないところもございまして、どうしても評価の場合、予算事業の見直しというのがスタートしたところからございまして、そこからスタートしているところで、予算、決算との連携というところから、若干基本計画のところと共通している目標もかなりあるように、昨年度1年間かけてなってきたところなんですけど、必ずしも全く同じかというところではないところがあると。ただ、評価ということと工程表での進行管理ということについて、全くこれは今後同じにしていくのがいいのか、それともそれぞれの使い道というんでしょうか、使命というんでしょうか、それを見ながらやっていくのがいいのかというところがございまして、そこにはまだすぐに結論は出ておりませんが、そこも考えながら、次の目標の設定なり、括りを考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

特に自給率全体について、この評価の実績評価のところですぐ直結する部分がないというのはご指摘のとおりでございますが、そこは今の評価の体系でいきますと、総合的な評価という中で、この幾つかの政策分野横断的なものについては行うということになっておりまして、2年前なんですけれども、食料自給率の関係でのそれぞれその達成状況と問題がどこにあったのかというのは総合評価として行いましたけれども、そのように総合評価を活用してやっていくのがいいのか、それとも毎年、毎年の実績評価の中にこの45%というものを溶け込ますことができるかどうかも含めて、それは考えていきたいと思いますが、

現在のところはそういう形での総合評価の活用ということを図っているというところでございます。

それから、基準年と目標年につきまして、基準年自体も27年だったり21年だったり22年だったりというふうに、事業あるいは分野によって、それぞれ目標とするターゲットの射程距離が長い、短いというのは確かにございます。これにつきましては、確かに27年に全部そろえられればいいんですけれども、指標の関係で例えば公共事業の全体の目標の中でつくっているものですか、特に個々の予算事業になりますと大体3年間という形でのモデル事業の実施というものがございまして、そういう意味でのばらばら感というのは否めないところでございます。ただし、毎年、毎年の切り口で言えば、基準年に対して今年であればここまで到達していく必要があるんだというものをできるだけビジュアル的にもわかるようにして、その基準年に対して到達するのに今年の到達度はいいのかどうかというのは、1年間、1年間の切片では見られるようにし、またスタートした基準の年から目標とするところまでの間での動きというのは、今年1年よくても根っこから考えてみると十分でないというのがあるれば、そういうふうな分析は加えるようにというふうに、できるだけ気をつけているつもりなんですけれども、まだまだご覧になったときにばらばらだなという感じがあるようでしたら、またそこは工夫をしていきたいというふうに思っております。

それから、Aであっても必要性がだんだんなくなっていくのではないだろうかということでございますが、おっしゃるところでございまして、そのために評価といたしましては、必要性、有効性と。しかも事業別につきましては、さらに効率性という同じお金を使って効果がどれだけ出るかというものも含めてやっております、Aというのはあくまでも目標に対しての成果がどれだけ上がったかということなんです、それと一緒に必要性についての評価というのをやっておりまして、これについてはAであっても国としてやる使命が終わりであればそこでおしまいと。今回の国営の畑地の一般型についても、成果は上がっているけれども、国としてやるプロジェクト制というんでしょうか、それが時代的には終わったということになれば、終わったという評価を行いますし、その必要性のところ、そういう判断をしていきたいというふうに思っております。

データの関係につきましては、おっしゃるところでございます。必要なデータについては、すぐ用意しろといってもなかなか難しいところがございまして、今回の評価会での意見などを含めながら、新しいデータをとるための工夫というのもやっていかなければいけ

ないというふうに考えております。

それから、政策自体についてのお話でございますが、先程申しました必要性、それから有効性というところでは、確かに自己評価に対してのご意見をいただく形にはなりますけれども、必要性について議論をしている部分、自己評価している部分について意見をいただくということは、つまりその政策自体に対しての必要かどうかということについてもご意見をいただくこととなりますので、それについては政策自体についても踏み込んで意見をいただくというふうにこちらの方は思っております。

以上です。

今井企画評価課長 では、何点かだけ補足してお話ししたいと思いますけれども、自給率目標との関係というんですか、個々の実績評価が自給率目標にどういうふうに寄与しているんだとか、自給率目標の達成との関係でどのように評価されるべきなのかというのは、農林水産省の政策評価を始めて以来、ずっと一貫して委員の方々から是非そういうような実績評価にしたいものだというふうに言われているテーマです。

それに関連しまして、1つは余りにも今まで細分化されていたものですから、もう少し実績評価の政策の項目を大括り化したということもあるんですが、ただそれにしてもなかなか大括り化したとしても、一つ一つの政策が自給率にどういうふうに寄与しているのかというのをこの中で見ていくのは難しい面がありますので、逆に言いますと今年17年3月につくりました新しい基本計画に基づく自給率の成果が初めて出る年でもありますので、今年の秋の段階では基本計画初年度の成果として自給率のまず目標と結果がどうなったんだということと、それに対していろいろな新しく講じた施策も含めまして、効果がどうということになっていたんだというのを逆の方から総合的に分析する作業を秋にやろうと思っております、その結果は是非この場でも紹介させていただきたいなと思っております。

2点目は政策評価会の任務といいますか、どういうことをお願いしているかということですが、基本的には我々が農林水産省として行います政策評価の自己評価について、客観的に意見を言っていただくということなんですけれども、それをやるに当たって、また秋の段階では目標の設定の仕方についてご意見をいただくということもありますし、目標の設定の仕方について意見をいただくということになりますと、政策の中身について、そういうことではいいとか、悪いかということにも当然関係してまいりますので、自分たちの任務はここまでなんだというようなことで、線を引かれることなく、どしどし中身ま

で踏み込んで、ご意見を言っていただければというふうに考えております。

今村座長 長谷川さん、よろしゅうございますか。

どうぞ。

長谷川委員 すみません、もう1点だけ、例えばこちらからこの政策について是非評価をしてほしいとかという依頼とかというのはできないんでしょうか。

今井企画評価課長 それは言っていただいて、我々としては要はすべてのやつについて項目については政策の評価をして、数値目標を掲げて、その評価をしていて、そのうち幾つかのテーマに限ってこの場で議論しているということですので、是非政策評価会での議論に供するものとして、来年はこういうことをやってほしいというようなことがあれば、始める前に言っていただければ、そういうことで我々としても準備したいと思います。

今村座長 そうですね。それでは、その辺はまた秋の折に次年度に向けての議論のときをお願いしたいと思います。

その他いかがですか。

合瀬さん。

合瀬委員 すみません、これは書き方なんですけど、いつも出てくる平成17年度政策分野一覧というのがありますね。左からは大目標があって、順々に小さくなっていくというのがあるんですけど、要するに今回後ろの方にまとめてずっとAとかBとかCとかと書いてあるんですけど、それを一覧にここの上に落として、一目でどこが要するに強かったのか、弱かったのかというのを何か一目で見れるような工夫ができないものかというのが一つあるんですね。それが一つです。

もう一つはさっきの評価のポイントのやつで3ページに評価結果の概要というのがあるんですけど、その下に今年の評価はAとかBとかCとかとあるんですけど、その下に16年度のがあって、どれを何らかの改善を行ったとか、廃止とか、一部廃止したものとかと書いてあるんですけど、連続性という点から見ると、これは16年度に何らかの改善を行って、その結果、評価がAになったのか、Bになったのか、Cになったのか、それもあわせて教えていただくと、何か連続性という点から非常にありがたいなという気がしました。とにかく見やすく一覧で何かやっていただけると、これは大変助かるなということです。

平形調査官 まず、一覧の方なんですけれども、おっしゃるところはそうだと思いますので、やってみたいと思います。多分、いろいろな局の中で成績のいいのと悪いのが出てくるとは思いますけれども、大変わかりやすくなりますので、それについては是非公表まで

にやりたいと思いますので、またそれは委員の方に送らせていただきたいと思います。

それから、予算についても確かに見直した後でよくなったかどうかというところも確かに重要だなというふうに思いまして、ただ予算の一個一個の事業がA、B、Cがなかなかつけられませんけれども、この実績評価の後ろの方にありました手段のところ、目標をそれぞれの予算で持っていて、それがうまくいったかどうかというのも手段の実績評価の後ろの方に一個一個書いてありますので、そういったものも追って行って、見直したものがよくなったかどうかというのも、再度追えるようにしてみたいと。それも実は我々も今までやってきたことはなかったので、そういう意味で言うと新しいチャレンジもできるのかなというふうに思いますので、考えていきたいと思います。

今村座長 よろしゅうございますか。

田中さん、どうぞ。

田中委員 今、合瀬委員の話聞いて大変啓発されました。

それから、長谷川さんがおっしゃっていた自給率の問題は長年議論していますが、なかなか難しい問題。これは今井課長のおっしゃったとおりだと思います。その点はお両所がおっしゃったことに全く賛成。

ところで、今年のこの概要と去年までのそれを見ると、今年は委員の意見が落ちている。今までは概要に委員の意見が書いてあったですね。そうすると、あの分厚い本文の中には委員の意見が出ることにはなるけれども、委員が何を言ったかというのはわからない。こういう仕掛けになっています。

そこで、一つ工夫されたらと思うのは、何も一人一人の委員の意見、今日三百何十ページについての委員の意見を発言のとおりでなくても、この項目について、つまりさっきの例えば食品産業の競争力の強化というのであれば、ちょっと違和感があるとかというポイントがありますね。それぞれの委員の表現は若干違って、どういう意見があったという程度のことを二、三行で書けると思うんです。そういうことをこの概要に書いておけば、そこから関心のある人は具体的に誰がどう言ったかというのは、今度はこっちの分厚い本文をみればわかるわけですし、もうちょっと関心のある人は会議ごとの委員の発言をそれぞれ見ればわかるわけです。ところがこの概要に何も出ていないと、取っかかりがないわけですから、そのところをちょっと工夫していただいたらどうかなというのが私がお説明を伺っている感想です。

今村座長 ありがとうございます。

平形調査官 そのように対応していきたいというふうに考えております。

今村座長 その他いかがでございましょうか。

永石さん、どうぞ。

永石委員 今、合瀬委員から言われたことは、時系列的にどうなっているかというのは私も賛成でございます。評価につきましては、このポイントに書いていますように、PDCAサイクルの中で、行政として国民に説明責任があるよと、これは当然でありますし、また効率的で質の高い、効率的というのは費用対効果、こういう観点から、これは内部の評価の仕方なんだろうというふうに思うんですね。

そうしますと、質の高いという表現は使っておりますけれども、時系列的にさっき長谷川委員もおっしゃいましたように、目標があって、それに到達していくための何年かかかりながら進める中で、これが絶対必要なんだと、こういう評価の中で、公的に見ていわゆる例えば日本の農業は目標があるわけですから、こういうふうにしたい、消費者にはこういうふうにしたい、安全にはこういうふうにしたい。それに向けての逆にいきますと、私もも県にいていつも思ったんですけれども、要するに最終的には予算で全部縛られちゃうんですね。その辺のカバーの仕方をこういう評価を受けて継続的にやっていく中で、いっぱいあるんですけれども、これだけは継続しなければならないのではないかというやり方がちょっとできないのかなという感じはしているんですね。

確かに、この政策は現場に立つと非常にいい政策だよと。現場の農家なり消費者からも非常に要望は高いですよ。でも、私が心配なのは、今回みたいに国で予算を何ぼ削るよと、これは耐えられないですよ。そういうふうにしていくのか、そうするとどんどん、どんどん小さな政府ではなくて小さな農水省になってしまうのではないか、そういう危惧の念があるんですね。だから、基本をちゃんと守る。農水省とやっていく、そこを継続的にやっていくことをちゃんと16にまとめられたといのは、そういう複合的な折り合いをなすから16に評価を整理したということでしょうけれども、そこは何か方向性が見えるようにしていただければなという感じが私は県庁でやってきて、単年度、単年度でいいか、悪いがずっとやってきて、でも来年の予算編成方針がこうだよとなればこれは続けられないよと、そういうのはよく何回かやってきたものですから、そういう点で農水省も同じで困るなというのが率直な感想なんですね。

今村座長 これはご意見として承っておくことにいたします。

立花さん、よろしいでしょうか。

立花委員 私は合瀬さんと田中さんがおっしゃった点は同感です。田中さんと合瀬さんがおっしゃった点はそういう方向でお願いしたいと思っております。

今村座長 工藤さん、他省庁との比較、先程ちょっと触れましたけれども、そういうことを含めて結構ですからどうぞ。

工藤委員 今までの経過については、お休み時間に田中先生にいろいろ教えていただいたので、状況はよくわかりました。

先程ご意見にもありましたが、この政策分野一覧については新たな試みとして今こういうふうにとりあえずまとめられたということなので、恐らくこれについては一つ一つを分析していく中で、矛盾点なりうまく評価できていないということ突き詰めていくと、どういうふうなまとめ方をしたり、どういう体系に組み直していけばいいのかというのはおのずと毎年積み上げていけば出てくる問題だと思います。

ですから、それは今どういじるかという話ではなくて、毎年地道にここのところはこのままの目標値やこのままの目的をはめていくとうまくいかない、では、それはもうちょっと本質的なところにあるんじゃないかということで組みかえていけばいいので、のんびりといえますか、余りのんびりしてもしようがないんですが、毎年積み上げていけばいいのかなと思っています。

ただ、若干気になるのは、今、永石委員の方からご意見もありましたが、予算との関係でこれは別に他省庁というよりはむしろ学会というか、評価ということについて、評価を研究しているいろいろな流れの話の話を聞いている中で、最近実感、あるいは疑問に思いつつあることなんです、日本の政策評価の場合、ポイントの3ページ目でも明確におっしゃっているように、予算事業に反映させると。特にC評価、有効性に問題があった政策分野に関する予算事業については、有効性に問題があるため、廃止を含めて抜本的検討を行うことになる。これ自体読むと問題なさそうなんです、先日ちょうどイギリスの研究者とこのことが話題になりまして、政策評価の先進国であるイギリスでも予算に直結するというのは必ずしもできないんじゃないかということをおっしゃっておられて、そこに若干示唆的なものがあると思われるので紹介させていただきます。

その主張の中身は簡潔に申し上げますと、要は有効性に問題というのは実はいろいろな理由があるわけで、非常にいい政策を実行しているんだけれども、予算が不足しているために、あるいは手段がないことによって、それがうまくいっていない、機能していないということが一つの原因としてある。もちろん予算も十分にあるし、手段もあるんだけれども、

しかし何らかの他の理由でそれが省庁の内部とか、組織的な理由でうまくいっていない。これが2つ目の理由として考えられる。

3つ目としては、それなりに一生懸命やっているし、予算もついているし、内部的な大きな問題も特に考えられないんだけど、例えば社会情勢とか経済情勢の急速な変化で予期しないことが起こってしまって、とてもじゃないけれども、その年は対応できなかった。大ざっぱに言うとそんなことがあるだろうという話になりまして、その2番目、つまり手段もあるし、予算もきちんとついているんだけど、組織的な問題なり、あるいはやり方の問題なりでそれが成功しなかったということであれば、これは当然努力しなければいけないということになるのですが、そればかりに注視していると、最初の第1のパターン、つまり予算が極端に少なかったり、有効な手段を省庁が持ち合わせないことによって、そもそも政策としては非常に有効、必要性が高いし、やらなければいけないんだけど、だめだったということになると、これはむしろ予算をつけてくれという話になるので、実際にはなかなかそうならないということと。

もう一つ、イギリスなどでは、その政策評価を行ったこととそれをどう判断するかというところの間に政治的な関心であるとか、判断も入る場合があるということをおっしゃっていました。もちろん今の話はもう少し細かい学説論とかを省略して、かなり大ざっぱに話していますので、若干問題があるところもあるかもしれないんですが、一つ申し上げたいのは、もちろん予算事業に反映させること自体が問題であると申し上げているのではなくて、必ずしも廃止という方向だけではなくて、それに至る前のところにワンクッション必要ではないか。つまり何でこのC評価になったのかという分析がもう少し必要なのではないかという気がします。

これが実際に口頭でご説明になったときには、いろいろと補足的な資料であるとか、ご説明があるのでわかるんですが、読んだ範囲でそれが余り出てこないんですね。ここはだめでした、Cでしたというので終わっているんじゃないか。ですから、どこの省庁がという話ではないんですが、例えば独立行政法人なんかの評価でも、かなり一生懸命やっているところだと、何でもともとCがついてしまったのか、その分析が基本的には政策の見直しや政策の実行手段の見直しということになる。言ってみれば、このPDCAサイクルでも次につなげていくところということになりますので、その辺の充実をするべきではないかなと思います。田中委員がおっしゃっていたことと本質的には余り大きく変わらないと思うんですけども、そこをお願いしたいと思います。

以上です。

今村座長 ありがとうございます。

予定の時間が来たんですけれども、一言だけちょっと言わせてください。

例えば、これは政策評価はなかなか難しいんですが、先程工藤さんもちちょっとおっしゃいましたけれども、C評価になったのはだめなのかどうかの、これは判定はそういう意味ではなかなか難しいんです。例えば、担い手農地情報活用集積促進事業、これはC評価、達成率44%と。だけれども、これを見ると中身はわからないですが、これをやったところで本当に100%近くやっているところと2、3%、10%以下のような散らばりがどうなっているのか。それで、市町村でしょう。それから、保有合理化法人、それからJA、それから土地改良区などが対象なんですけれども、これは場所によりけりとか、やる人の受けとめる主体によりけり、推進する主体によりけり、これは多分平均すると44%の達成率、だけれども散らばりがどうなっているのかという量に還元すること、僕もそれで判定することは、政策評価という以上は大変結構だと思うんですね。だけれども、その中身、質的な分析がないと、なかなかぴんとこない部分がいっぱいあるんだろうと思うんですね。

そういうこと、特に政策の推進に当たっては現場における主体、現場というのは市町村とか農協とかいろいろ土地改良区とか、さまざまあるわけですが、それがどういうふうな取組をやったかによって大分違う。それを取り組むだけのインセンティブが例えば予算なら予算に、政策手段にあったのかどうかというような状況だとか、あったとしても客観的条件がその地域にあるかないかとか、随分あると思うんです。それはすべての問題にもかかわってくると思うんですね。

最初の食品産業のクラスターをつくって云々というやつも、生産者と言うけれども、表現は生産者で、実際はJAがどれだけのことをやっているかによって、抜本的に違うわけですね。JAも860あるけれども、私の個人的な意見では、これは余り後で残したくない、まずいんだけれども、本当を言うと860のうちすぐれた農協は3分の1ないですね。下が3分の1、中が3分の1、3、3、3ぐらいだろうと思うんです。すぐれたところは相当なことをやっているわけです。だから、相手によりけり、主体によりけりでしっかりしたクラスターを構成できているかどうか、推進できているかどうか、これはかかわるものですから、その辺の評価をどういうふうにすればいいかと、いつもこの評価会に参加して悩ましい課題だと思っているんですが、しかしそれはそれとしまして、そういうことをしっかり量を基本にしながらも中身の質的な問題とか散らばりの問題、取組の散らばり、分散

の問題なども念頭に置きながらこれは評価していきたいなというふうに思っております。その辺のことは、秋の次年度の路線をどう設定するかということにかかわりますので、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

時間もちょっと過ぎてしまいましたけれども、次回以降のスケジュール等につきまして、事務方よりよろしく願いいたします。

平形調査官 今日紙がございません。口頭で申し上げます。

本日、ご意見をいただきました実績評価、手段別評価の結果につきましては、必要な修正を加えた上で、省内での決定手続を経て7月中旬ぐらいになるかと思っておりますけれども、公表したいというふうに考えております。

それから、座長からもお話がありましたけれども、秋といいますか、夏の終わりぐらいになるかと思っておりますけれども、次回政策評価会を開催させていただきまして、18年度の実績評価の分野別の目標につきましてご意見をいただきたいというふうに思っておりますので、今後日程を調整させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

今村座長 それから、ちょっとまとめのところで落としましたけれども、工藤委員、田中委員からもご指摘がありました評価書の中に政策評価委員の発言要旨みたいなのが名前入りで書かれています。あれについて、若干表現が正確さを欠いているんじゃないのということがありますので、その点については事務局の方にこうだというふうなことを少し提出していただければというふうに思っております。これは正確にやった方がいいと思っております。

同時に、議事録は手を入れていただいて公表しているわけですから、あれとは対になることとなりますね。それを要約したということなので、要約がどうも不正確さもあるということをお前提にして、よろしく願いいたしたいというふうに思っております。

3．閉会

今村座長 それでは、ちょっと予定の時間をオーバーしてしまいましたけれども、本日の議題はすべて終了いたしました。

なお、毎回のことですが、政策評価会に提出された資料は農林水産省ホームページにより直ちに公表されることになり、会議の議事録につきましては、委員の皆様のご確認をいただいた上で、発言者の氏名とともに公表することにしたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

それでは、大変貴重なご意見を今日はありがとうございました。
これで終わらせていただきます。